

〈短 報〉

いわゆる日向国計帳について

杉本 一樹

『大日本古文書』編年文書二十四卷一七頁に「日向国計帳」として収載される史料がある。本文僅かに二行の短い断簡ではあるが、編者の付した按文には「コノ断簡、字面ニ「日向国印」二町アリ、年ヲ詳ニセザルニ依リ、併セテコ、ニ収ム」とあり、他に類例を見ないこともあつて注目を集めてきた。この史料の原本について、最近調査の機会を得たので、概略について報告する。

この断簡は、後述するように軸装七十九に所属する。後述のずれを修正した最大値で、縦一・八^{デシ}、横六・四^{デシ}。楮紙と見られる褐色の料紙の紙表に文字・印がある。初めに釈文を掲げる。

□□戸主建部天生戸輪調白□□

□□十月十八日 (朱方印「越中国印」二顆)

結果を述べると、この断簡は日向国に関するものではなく、越中国から貢進された調綿の紙箋（紙箋については東野治之「調墨書銘二題」、『正倉院文書と木簡の研究』昭和五二年所収、参照）とみるのが正しい。越中国の紙箋は正倉院に数点伝存するが、内容・形式はこの

断簡と類似する。松嶋順正『正倉院宝物銘文集成』（昭和五三年）では、釈文の文字欠失部分に「越中国カ」と傍注を加えるが、この部分は完全に欠失し、直接の証拠に基くものではない。むしろ、右の見解は、従来「日向国印」とされていた印影が、「越中国印」と判読できることによつて端的に証明されるのである。

この紙箋の写真は、松嶋前掲書図録篇の図版154に掲載されているが、今回撮影したものをあらためて掲げる。その写真から、断片の右上方でややいりくんだ状態となつてることがうかがわれる。この箇所をよく見ると、いまひとつづきの断簡のように見える二片、すなわち右方の小片（「戸主…白」および次行の「十」）と左方のやや大きい紙片（「月十八日」）の二者は、実際は「輪調」の左のくびれた部分で二つに分離している。この二片を台紙に貼り込む際に、本来の位置取りからずれて、二片の間が上下方向に七ミリほど広がるような形で、両者接して貼られているのである。

誤認の原因を詮索するのはあまり意味がないが、朱印印影のうち判読の容易な「国印」二字の右の残画を、現状のまま読もうとすると、「日」と誤ることがあつたかもしれない。

したがつて、墨書もそのまま「十月十八日」と読むのが正しく、「十」と「月十八日」の間に別の文字の入る余地はない。類例の記載と、押印の位置を根拠に、1行目の上方には「越中国某郡某郷」の記載が推定される。また、年代については、類例にみえる天平勝宝四年、

六年と隔たった、孤立した事例とあえて推測する必要はないであろう。

なお、朱印影はかなり黄色味の強い独特の色を呈している。これは、同時期の他の史料にも共通して見られる越中国印の特徴である。

次に、この史料の所属であるが、『大日本古文書』の出典は、ただ「正倉院文書」とあるのみで巻帙等の所属注記はない。前掲東野論文でも「この断片は成巻の正倉院文書には含まれていないらしく…」と推定された通りであるが、松嶋氏の『正倉院宝物銘文集成』では、「軸七九」とある。「軸」は「軸装古裂」の略で、正倉院で行われている古裂類整理の一種である。文字通り、裂類を台紙に貼って巻軸の形に仕立てたもので、長い裂地などの整理に採られる方法であるが、この中の第七十九〜八十一の三巻は文書断片を、八十二・八十三の二巻は屏風に貼られていた紙片を集めた内容となっている（軸装七九は大正四年に軸装乙種として整理、大正十二年甲種軸装に合併）。個々の断片のうち主なものは、『大日本古文書』に翻刻されている。軸装文書の全容については、別の機会に述べるとして、ここでは、『大日本古文書』での収載箇所をまとめておく。いずれも「正倉院文書」の典拠表示どまりである。

十六 278、278〜279「造石山院所用度帳（?）」…軸装七十九其六（七片のうち）

二十一 238（「倉代西端雜物出入帳」附収）…軸装七十九其四

二十一 527〜528「奉写一切経所解（?）」…軸装七十九其六（七片の

うち）

二十三 429（「蒲生周恵庄解」附収）…軸装八十二

二十四 17「日向国計帳」…軸装七十九其五

二十五 196「紫微中台筆墨料充銭文」…軸装七十九其一（第2紙）裏

二十五 236（「佐伯里足青瓜進出文」附収）…軸装七十九其二

二十五 244〜245「大原国持請物解」…軸装七十九其三

二十五 270「造東大寺司解案」…軸装七十九其一（第1〜2紙）

二十五 348「坤宮官牒」…軸装七十九其一（第1紙）裏

二十五 附録 115「雜財物出入帳」…軸装八十

二十五 附録 118「小宮封付札」…軸装八十一

二十五 附録 144〜145「雜財物出入帳（?）」…軸装七十九其七

